

特集 台風災害



上船原の数沢入口道路の崩落



八幡から伊東に向かう
県道では大規模な土砂崩れ



ものすごい水量で濁流となつて
流れる桂川

台風22号は10月4日にフィリピンの東海上で発生し、8日午前には沖ノ鳥島の西海上で中心気圧920hPa、最大風速50m/sまで発達しました。その後も非常に強い勢力を保ったまま、9日16時頃に伊豆半島に上陸しました。台風は強烈な風と豪雨をもたらし、15時から16時までの時間雨量が市内最大72mm/h（八幡）を記録、総雨量は、前日から降り続いていた長雨の影響もあり、390mmを記録しました。また、突風による倒木や家屋の損壊も各地で発生しました。

市内の山間部では豪雨による土砂崩れや鉄砲水が発生し、家屋の倒壊や道路被害が多く発生しました。そして山から流れ出

市役所からのお知らせ information

◎台風により住宅が損壊した方へ 被災者生活再建支援法について

台風22号による豪雨被害で、内閣府は静岡県全域に被災者生活再建支援法の適用を決定しました。これにより住宅の解体・撤去費等として、住宅が全壊した世帯に住宅を再建する場合最高300万円。大規模な補修をしないと住めない「大規模半壊」世帯には、住宅を補修する場合最高100万円の支援金が支給されることとなります。概要は次のとおりです。

【支給対象世帯】

- 住宅が全壊した家
 - 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ※大規模半壊とは・・・構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することができない住宅。損壊部分が延床面積の50%以上、または、損害割合（経済的被害）が40%以上の場合。年収が800万円以下の世帯で、年収や年齢により金額が変わります。

【支給対象】生活に必要な物品の購入費や、住宅の解体・撤去・整地費、賃貸住宅の家賃、礼金、住宅の建設・購入・補修のための借入金の利息等

※被災条件等により支給される対象が変わります

【問合せ】総務課防災係 ☎ (72) 1111



このように
支給されます

これまでに区長さんや個人の皆さんからいただいた家屋の情報・報告は、すでに情報として集積されています。それらも調査対象となりますので、新たに報告していただく必要はありません。台風による家屋の倒壊をまだ報告されていない方は、お早めに伊豆市役所総務課または各支所庶務課にご連絡ください。